平成 29 年度

社会福祉法人豊富台福祉会

中期計画及び事業報告書

社会福祉法人　豊富台福祉会

1. 所在地

兵庫県姫路市豊富町御蔭３２７８番地の５７

2. 実施事業

(1) 第二種社会福祉事業

① 保育所の経営
- 寺前保育所（利用定員 40 名）
  所在地　兵庫県神崎郡神河町寺前 396 番地

② 一時預かり事業の経営
- 認定こども園豊富台保育園　　所在地　兵庫県姫路市豊富町御蔭 3278 番地の 57
- 寺前保育所　　所在地　兵庫県神崎郡神河町寺前 396 番地
- 認定こども園このみ保育園　　所在地　兵庫県神戸市北区山田町下谷上字箕谷 21 番地 1

③ 幼保連携型認定こども園の経営
- 豊富台保育園（利用定員 65 名）
  所在地　兵庫県姫路市豊富町御蔭 3278 番地の 57
- このみ保育園（利用定員 85 名）
  所在地　兵庫県神戸市北区山田町下谷上字箕谷 21 番地の 1

3. 法人事業の経営理念

一人でも多くの人達に質の高い福祉サービスを提供し続けていく

(1) 利用者一人一人を大切にする法人

(2) 職員の和を大切にする法人

(3) 地域との繋がりを大切にする法人

4. 経営方針

(1)　経営基盤の強化

① 社会福祉事業や公益的な事業への自主的な取組について、責任を持って実施できる管理経営体制を構築する。

(2)　福祉サービスの質の向上

② 職員が専門的知識や技術を修得できるように法人内・外部での研修等を推進する。

(3)　事業経営の透明性の確保

① 法人内で実施されているサービス内容や経営内容などの情報についての透明性の確保に努める。

中期計画（平成 29 年度～平成 33 年度）

1. 地域の社会福祉ニーズに対応した事業実施

(1) 地域貢献事業の実施

(2) 保育所及び幼保連携型認定こども園の新規開設・・・神戸市立二宮保育所建替・運営法人応募

(3) 他社会福祉事業開設

2. 適正な経営及び財務と透明性の確保

① 外部監査実施

3. 保育の質の向上と透明性の確保

① 第三者評価受審

（ア） 平成 29 年度：認定こども園このみ保育園・・・8/22 受審
（評価機関：ＮＰＯ法人こども応援隊）

（イ） 平成 30 年度：認定こども園豊富台保育園・寺前保育所

4. 組織の活性化

① 人事考課の導入とキャリアパスとの連動

平成 29 年度　事業報告
法人本部

1.　評議員選任・解任委員会の開催

(1) 評議員選任・解任委員会（随時）

①　必要に応じ随時開催

2.　構成

(1) 評議員選任・解任委員 4 名(監事 2 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名)

3.　評議員会の開催

(1)　第 1 回評議員会（6/23）

①　前年度事業報告及び決算報告の審議、その他

4.　構成

(1) 評議員 7 名

5.　理事会の開催

(1) 第 1 回理事会（5/28）

①　前年度事業報告及び決算報告の審議
②　豊富台保育園園長の俸給表の追加審議
③　寺前保育所の壁の塗り替え
④　役員報酬規程の審議
⑤　その他

(2) 第 2 回理事会（6/23）

①　理事長選出
②　豊富台保育園園長の俸給表追加

(3) 第 3 回理事会（12/1）

①　補正予算審議、
②　平成 29 年度豊富台保育園指導監査実施報告
③　平成 29 年度事業報告（4 月～10 月）
④　平成 29 年度豊富台保育園 1 号認定児定員変更報告
⑤　処遇改善等加算Ⅱに伴う給与規程変更
⑥　その他

(4) 第 4 回理事会（1/29）

①　芦屋市保育所及び小規模保育事業 A 型施設運営応募について
②　平成 29 年度このみ保育園指導監査報告

③ その他

(5) 第 5 回理事会（3/27）

① 平成 30 年度事業計画の審議
② 平成 29 年度補正予算の審議
③ 平成 30 年度予算の審議
④ 給与規程の変更審議
⑤ 経理規定の変更審議
⑥ その他

6. 構成

(1) 理事 6 名（理事長含む）

(2) 監事 2 名

7. 園長会の開催

(1) 定例園長会（毎月）

① 7/27 実施　月度事業報告及び月度決算報告、情報交換、その他
② 8/21 実施　月度事業報告及び月度決算報告、情報交換、その他

Ⅱ　認定こども園　豊富台保育園

１．保育理念

・日本人としての清らかさ、美しさを身につけ、たくましく、優しく生きていく力をつちかう

立腰保育を通して、心と体を整え、自分らしく生きる意志力、性根、主体性の土台を培う

２．保育目標　（親、子、職員共に目指す人柄）

⑴ 人に迷惑をかけない人
（自分のことは自分でできる自主性を持った人）

⑵ 人に親切にできる人
（自分の余力を人のために使う人）

⑶ 自分からする人
（主体的に行動し、自分の力を発揮する人）

３．園児習得目標　（調和のとれた人柄の土台作り）

⑴ あいさつは自分から先にする
（明るい人間関係を開く土台）

⑵ 返事は「はい」とはっきりとする
（素直な行動が身につく土台）

⑶ 履物をそろえる、いすを入れる
（行動に責任を持つ、けじめの土台）

４.施設詳細

開園時間	7:00～19:00 ・保育標準時間利用者の方は、18:00以降は有料 ・1号認定利用者の方は、教育時間終了後～18：00は有料 ・保育短時間利用者の方は、8：30～16：30前後は有料
受け入れ年齢	生後3か月から
定員	1号認定こども　15名　2号認定子ども　34名　3号認定こども　16名

５．クラス編成（平成 30 年 3 月 31 日現在）

クラス名	年齢	児童数 （1 号認定）	児童数 （2・3 号認定）	定員 （2・3 号認定）
たんぽぽ	0 歳児	―	4 名	3 名
ふじ	1 歳児	―	6 名	6 名
さくら	2 歳児	―	8 名	7 名
すみれ	3 歳児	5 名	7 名	8 名
ばら	4 歳児	5 名	7 名	10 名
ひまわり	5 歳児	5 名	9 名	16 名
計		15 名	41 名	50 名

６.利用定員ごとの教育・保育の提供する曜日・時間・休園日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	午前9時00分から午後15時00分
預かり保育 (一時預かり)	月曜日～金曜日:午前7時～9時・午後15時～18時 （別途追加料金あり　1日300円/10日以上利用の場合　3,000円） 土曜日:9時～15時　（別途料金なし）
休園日	＜夏休み＞　特に指定無し
	＜冬休み＞　特に指定無し
	＜春休み＞　特に指定無し
	年末年始(12月29日～1月3日)及び日曜・祝日

【2号認定子ども・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前7時～午後18時(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 午前8時30分～午後16時30分(8時間)
延長保育	【保育標準時間認定を受けた方】 午後18時～午後19時　(月額3,500円) 【保育短時間認定を受けた方】 午前7時～8時30分・午後16時30分～午後18時　(月額700円)
休園日	年末年始(12月29日～1月3日)及び日曜・祝日

７．教育及び保育方針

⑴ 園では子どもが充分遊びきれる環境を作り、援助していくことで自主性や積極性を育て心の成長を促す。

⑵ 子ども同士がお互いに生き生きと育ち合うための、仲間とのつながりを考えながら、保育者同士のさまざまな配慮や援助の方法を考えていく。

⑶ 子どもを取り巻く自然や社会の中で、子どもたちの感動や驚き、興味や好奇心を引き出し、感性の幅を広げ、質を高めていく。

⑷ 子ども自身の「からだ」をとおして、体験的に物事を確かめることを大切にする教育及び保育内容を創造していく。

⑸ 園と家庭が連携し、子どもたちの「食」に関する望ましい基本的生活習慣の確立に向け取り組んでいく。

⑹ 一人一人が体作りの基礎である生活習慣を整えることの重要性をより深く認識しながら、生活リズムの確立に向けた取り組みを進める。

⑺ 安心して甘えられ、愛される関係、自分の思っていることが言え、人のことも聞ける、そんな「しなやかさ」を育てるために保育の内容として「わらべうた」や「遊び」を重視していく。

⑻ 園における活動の組み立てに当たっては、自然環境との出会いを大切にし、工夫して保育の内容に自然を取り込むようにしていく。

⑼ 子どもたちが遊びをとおし、子どもを取り巻くさまざまなものや事象と向き合って体ごとぶつかり、生き生きとした豊かな生活ができるための環境を作り、生きた言葉が育てられる取り組みを進めていく。

⑽子どもたちが絵本やお話から培うイメージする力や工夫する力、物事を考える力が「生きる力」につなが

ると考えていく。

(11)一人一人の思いや考えを充分受け止め、認めながら、個々の子どもには感じかたや考えかたの相違があることを知らせたり、認識させたりしていくような環境づくりや援助を大切にしていく。

(12)子どもたちの現状を知り、子どもの置かれている状況を理解し、また、保護者が自らを語る中に込められた願いを受け止め、教育及び保育課題として実現する。

８．特別保育事業

(1)　延長保育事業

月	短時間延長	標準延長	月	短時間延長	標準延長
4 月	62	2	10 月	20	4
5 月	91	2	11 月	37	8
6 月	99	2	12 月	32	18
7 月	88	5	1 月	23	1
8 月	98	4	2 月	69	2
9 月	60	1	3 月	79	3
小計	延べ 498	延べ 16	合計	延べ 758	延べ 52

(2) 預かり保育事業

月	預かり保育	月	預かり保育
4 月	203	10 月	244
5 月	217	11 月	226
6 月	276	12 月	210
7 月	232	1 月	222
8 月	200	2 月	227
9 月	241	3 月	237
小計	延べ 1369	合計	延べ 2735

(3) 学童保育事業（10 月～3 月）
延べ 683 名

９．地域交流事業

(1) 世代間交流事業

① 地域の高齢者や小学生との交流（年 1 回）・・・お泊り保育（小 1～小 3）7/28～29

(2) 地域子育て支援事業

① 園庭開放
・毎週水曜日　16 時～18 時

② 貸し出し絵本
・毎週月・金曜日実施

③ 育児相談
・月～金　9 時～17 時

(3) ボランティア、就業体験受け入れ事業

① 保育士養成機関実習生受け入れ（最低 2 名受け入れ）

② 就業体験高校生受け入れ

③ トライやるウィーク中学生受け入れ（最低 1 校受け入れ）
・・・5/29～6/2 豊富中学校 5 名、増位中学校 4 名　計 9 名

④ 豊富中学校 ESS・・・2/23　6 名

１０．職員構成（平成 30 年 1 月 18 日）

職種	正規職員	契約職員
園長	1 名	
副園長	1 名	
主幹保育教諭	1 名	
指導保育教諭	2 名	
保育教諭	2 名	3 名（常勤的非常勤 1 名）
保育教諭（土曜日）		1 名
看護師		1 名（常勤的非常勤）
調理師		1 名
栄養士		1 名（常勤的非常勤）
調理員		1 名（10/3 採用）
環境整備		1 名
保育支援		1 名
学校医　　（非常勤）		1 名
学校歯科医（非常勤）		1 名
学校薬剤師（非常勤）		1 名
学童支援員		1 名（11/15 採用）
計	7 名	12 名

学校医	森小児科医院　姫路市増井新町 1 丁目 8-3　メゾン花北 2F
学校歯科医	吉田歯科医院　姫路市船津町 2258-1
学校薬剤師	学校薬剤師　　山本　佳佑

１１．職務内容

(1) 園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため、必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長は、園長を補佐する。

(3) 主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前の子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び副園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

(4) 指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭、その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を言う。

(5) 保育教諭は、園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(6) 調理師は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 学校医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 22 条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(8) 学校歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 23 条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(9) 学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 24 条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(10)事務員は、総務、人事、経理、会計、管財に関する業務に従事する。

１２．健康管理

(1) 健康診断
年 2 回（4 月・10 月）・・・4/11・10/17

(1) 歯科検診
年１回（6 月）・・・5/25

(2) 身体測定・・・毎月実施

１３．行事予定

４月	入園式	4/8
	健康診断	4/11
５月	お相撲大会	5/10
	歓迎遠足	5/11
	歯科検診	5/25
	ﾄﾗｲやるｳｨｰｸ受け入れ	5/29～6/2
６月	衣替え	6/1
	田植え（前山保育園交流）	6/16
７月	プール開き	7/18
	お泊り保育	7/28～29
	交通安全教室	7/31
８月	写生会	8/3
	夕涼み会	8/26
	プールじまい	8/31
９月	運動会	9/30
１０月	豊富小学校給食交流会	10/10
	内科検診	10/17
	芋掘り遠足	10/25
	豊富ふれあい祭り	10/22
	お祭りごっこ	10/31
１１月	保育参観	11/10
	修園旅行	11/22
１２月	サンタ列車	12/13
	クリスマス会	12/22
１月	カルタ大会	1/10
	とんど・お餅つき	1/11
	春を待つ音楽会	1/27
２月	豆まき	2/2

	体操参観	2/6
	給食参観（3～5 歳児）	2/6
	給食参観（0～2 歳児）	2/14
	雪遊び遠足（3～5 歳児）	2/15
	豊富中学校 ESS 来園	2/23
３月	お別れ遠足	3/1
	新入園児説明会	3/14
	卒園式	3/25

月例行事　遠足　おたんじょう会

１４．衛生管理

⑴ 感染症対応マニュアルに基づいた対応とマニュアルの見直しを定期的に行う。

１５．安全管理

⑴ 交通安全指導
　年 1 回（9 月）・・・7/31 実施

⑵ 避難訓練
　非常災害対策訓練年間計画表に沿って実施・・・毎月実施
　不審者対応実施・・・9/20

⑶ AED の設置（職員室）・・・7/21 パット交換済み（次回は 2 年後）

⑷ 乳幼児用呼吸モニターの設置・・・0 歳児クラスに設置済み

１６．食に対する取組

⑴ アレルギー対応の実施

⑵ 年間食育計画に基づいた取組の実施

⑶ 授乳・離乳の支援ガイドを基本とした離乳食

⑷ 給食衛生管理マニュアルに基づいた対応

１７．苦情処理

⑴ 苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者の満足感を高めると共に、利用者が保育サービスを適切に利用する事が出来るように支援する事と、苦情を密室化せず社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や当園の信頼と適正性を図る為に苦情解決規程を設けて、お知らせ、ポスター、ホームページなどで周知する。

・・・苦情 1 件

１８.情報公開

⑴ よい子ネットの定期更新およびホームページの開設
　実施されているサービス内容や経営内容などの情報について、透明性の確保に努める。

１９．研修計画

保育教諭等には、自分自身の資質の向上を意識し、業務に必要な基本知識や技能を高め、専門性を高める意識を持ち、研修で学んだことを日々の保育活動に生かしていく必要がある。
保育教諭等に求められる人間性と専門性について、次の 3 つの視点を挙げる。

⑴ 子どもたちの育ちを援助する力を身に付ける。

保育教諭等の意図を優先し、子どもたちに対して、一方的に自分自身の考えを押し付けたり、働きかけたりするのではなく、保育の中心は、子どもが主体であるという認識のもと、子どもの思い（心に寄り添うこと）を感じ取ることが大切である。援助の方法は、子ども一人ひとりの状態や状況によって違う。常に、その時々に保育教諭等は、子ども自身が自ら、自分の課題を乗り越えていくことの出来るよう、援助を行うことが必要だと考える。

⑵ 保育教諭等が豊かな人間性を身に付ける。

子どもの理解や受容は決して一方的なものではなく、保育教諭等の心と子どもの心の相互的な営みであると考える。子どもの気持ちを受け止めようと、保育教諭等が一人の人間として、子どもと関わる時、子どもたちは、それを感じ取り、心を開き、自分らしさを表現する。この関係こそが、互いの信頼関係を生み出す基盤となると考える。
⑶ モデルとしての保育教諭等

保育教諭等が自覚しなければならないことは、自分の持つ文化や価値観の枠組みを、保育の場において、意図的、または無意識のうちに、子どもに示しているということである。その時、常に保育教諭等は、この枠組みや価値観を絶対視することなく、いつも柔軟な姿勢で見直し続ける必要があると考える。子どもに自分の価値観を押し付けるのではなく、子ども自身が主体的に、それを取り入れたり、乗り越えて行けるようにすることが大切だと考える。

これらの視点から、平成 29 年度は以下の目的による研修を実施する。

① 専門性を高める研修（随時）
（保育に必要な基本的知識及び実践力の向上に繋がる研修と、多様なニーズに対応するための研修）
・5/25　衛生講習会（食中毒予防）
・6/21　運動会実技研修　日本幼児教育研究会
・7/21　保育の専門性について　姫路市保育所連盟
・8/21　保育所保育指針の内容・理解について
・8/24 「みんなでつくる保育の力～新しい保育所保育指針を踏まえながら～」
・10/13　保育所保育指針の改訂
・2/15　「非常食の食事提供」～災害時対応～

② 自己課題を解決・達成する研修（随時）
（一人ひとりの子どもの持つ課題に対して、どのように援助を行うのか、資質向上の研修）
・4/28　保育所・認定こども園等における食事業務に関する研修　姫路市こども保育課
・7/1　　ディズニー流笑顔の接遇研修　姫路市保育所連盟
・7/20　　施設における食物アレルギーへの対応　姫路市健康福祉局監査指導課
・11/17　乳児保育（処遇改善Ⅱ）
・11/24　乳児保育（処遇改善Ⅱ）
・12/1　　乳児保育（処遇改善Ⅱ）
・12/8　　保育所・こども園調理担当者による実践実例研究会

・12/15　乳児保育（処遇改善Ⅱ）
・12/17　乳児保育（処遇改善Ⅱ）
・12/18　乳児保育（処遇改善Ⅱ）
・12/22　乳児保育（処遇改善Ⅱ）

③　ライフステージに応じた研修（随時）
（年齢や、経験に応じた立場や役割を認識し、職務を遂行するために資質、指導力の向上を図る研修）
・5/11　5 月例会について　一般社団法人姫路市保育協会
・5/13　保育士養成校懇談会　一般社団法人姫路市保育協会
・5/18　H29 年度北部ブロック主任会　姫路市保育所連盟
・5/23　保育所連盟評議員総会　姫路市保育所連盟
・5/30　コンプライアンス研修会　姫路市保育協会
・6/2　平成 29 年度指導監査説明会　姫路市健康福祉局監査指導課
・6/6　6 月例会　姫路市保育協会
・6/9　本場紀州の梅の漬け方講習会　姫路市青果地方卸売市場、成果流通協議会
・7/10　7 月移動例会　姫路市保育協会
・8/10　姫路市保育協会研修部会
・8/21　保育の質を高めるマネジメント
・8/30　平成 29 年度処遇改善事業に関する説明会
・9/14　9 月例会
・10/12　感染症の予防と対策について
・11/10　11 月例会
・11/18　保育園でできるﾚｸﾘｴｰｼｮﾝとうたあそび研修
・12/12　社会福祉研修
・12/14　12 月例会
・1/11　接遇・日常マナーリーダー研修
・2/8　2 月例会
・2/12　NPO 法人人の土台づくり発表式・講演式
・2/27　H29 年度研修部会反省会
・3/5　H29 年度　北ブロック主任会
・3/8　3 月例会
・3/12　災害福祉支援フォーラム
・3/27　H30 年度地域子ども・子育て支援事業等説明会

④　カウンセリングマインドを高める研修（随時）
（保護者や、子ども一人ひとりの声に傾聴し、受容し、相互の信頼関係の確立を基本として、相談者の自立を援助するためのカウンセリングマインドを身に付ける研修）
・4/24　姫路市特別支援保育訪問事業会議　姫路市こども保育課
・5/9　パートナー訪問　姫路市こども保育課
・5/2　パートナー会議　姫路市こども保育課
・6/20　子どもに心に届く言葉、届かない言葉（人権研修）姫路市保育所連盟
・6/22　パートナー会議　姫路市こども保育課
・8/3　コーディネーター研修
・8/10　パートナー訪問
・8/29　8 月パートナー会議
・9/8　パートナー訪問
・9/20　9 月パートナー会議
・10/26　10 月パートナー会議
・11/10　「いじめの根っこにあるもの」
・11/24　11 月パートナー会議
・12/5　パートナー訪問
・12/11　12 月パートナー会議
・2/26　パートナー会議

・3/12　パートナー会議

⑤　保・幼・小の連携を促進する研修（随時）
（それぞれの地域の実情や、子どもたちの実態に応じ、子どもたちを中心に据えた実践研修）
・5/29　就学前教育を園で行うために　チャイルド社
・8/1　H29 年度兵庫県認定こども園主幹保育教諭等研修
・11/25　小学校への接続・連携について

⑥　子育て支援者としての役割に関する研修（随時）
（子育ての知識、経験、技術を蓄積している保育者が、地域における子育て支援の役割を積極的に担う研修）
・4/24　姫路市特別支援保育訪問事業会議　姫路市こども保育課
・10/28　保護者対応について

２０．委員会活動

①　食育委員会
子どもたちが､食べることに興味を示して､みんなで一緒に楽しく給食の時間を過ごせるように取り組む。

②　絵本委員会
絵本からイメージする力や工夫する力、物事を考える力が「生きる力」につながると考え、保育園以外の子どもたちも利用出来る、貸し出し絵本を行う。

③　環境委員会
保育環境の整備、向上とともに、施設内外の設備及び用具等の衛生に注意し、活動する。
④　保健衛生委員会
子どもたち及び職員の安全及び健康の確保のために施設内外の保健的環境の維持及び向上に努める

⑤　おもちゃ委員会
おもちゃで遊ぶことは、子どもたちが成長していくうえで大変、重要な意義をもっていると考え、子どもたちと一緒に、おもちゃで遊び、おもちゃを作る楽しみや喜びを伝えていく。

２１．職員会議

(1) 定例会議　毎週水曜日実施・・・担当制
(2) 給食会議
(3) 事故防止委員会

２２．福利厚生

(1) 職員健康診断（年 2 回）・・・4/3～4/25・11/

(2) 細菌検査（調理担当・調乳担当・主幹保育教諭のみ）・・・毎月実施
（全職員）・・・6 月～9 月のみ実施

(3) インフルエンザ予防接種（11 月）・・・15 名

(4) 親睦旅行（年 1 回）・・・2/25（寺前保育所・このみ保育園職員交流会）

(5) 福利厚生センター加入・・・16 名加入

(6) 福祉医療機構退職共済加入・・・11 名加入

Ⅲ　寺前保育所

１．運営方針

⑴ 運営に当たっては、子ども、保護者の方々の立場に立ち、神河町立寺前保育所が実施してきた方針や使用してきた名称などを継承しつつ、より良い保育を目指す。

⑵ 子どもたちが１日の生活の大半を保育所で過ごすことから、安全の確保、健康の保持及び衛生の保持などについて細心の注意を払う。

⑶ 定期的（3 年に一度）に第三者評価を受審することで保育の質の向上を図る。

⑷ 保育所内では政治・宗教に係る活動などは一切、行わない。

⑸ 関係機関との連携・協力に努める。

⑹ 保育内容などの情報開示に努める。

⑺ 保育所運営にあたり、地域の自治会、近隣住民の方々と充分な意見調整を行う。

⑻ 保育所の運営状況や財務状況を必要に応じて、保護者の方々に説明する。

⑼ 法人として定期的（5 年に一度）に外部会計監査を実施することで、より適正な経営管理、財務管理を行い、施設運営の透明性を高める。

２．保育理念

共に汗を流し、共に学び、共に喜ぶ。

園において職員こそが、子どもたちの最大の環境と考え、園と家庭との共通認識のもとに、大人が手本となり、一緒に実行する生活の積み重ねをもって、人に対する愛情と信頼感、そして生きる喜びと困難に立ち向かう力を育てるとともに自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

３．保育目標　（親、子、職員共に目指す人柄）

⑴ 人に迷惑をかけない人
（自分のことは自分でできる自主性を持った人）

⑵ 人に親切にできる人
（自分の余力を人のために使う人）

⑶ 自分からする人
（主体的に行動し、自分の力を発揮する人）

４．保育方針

⑴ 保育所では子どもが充分遊びきれる環境を作り、援助していくことで自主性や積極性を育て心の成長を促す。

⑵ 子ども同士がお互いに生き生きと育ち合うための、仲間とのつながりを考えながら、保育者同士のさまざまな配慮や援助の方法を考えていく。

⑶ 子どもを取り巻く自然や社会の中で、子どもたちの感動や驚き、興味や好奇心を引き出し、感性の幅を広げ、質を高めていく。

⑷ 子ども自身の「からだ」をとおして、体験的に物事を確かめることを大切にする保育内容を創造していく。

⑸ 保育所と家庭が連携し、子どもたちの「食」に関する望ましい基本的生活習慣の確立に向け取り組んでいく。

⑹ 一人一人が体作りの基礎である生活習慣を整えることの重要性をより深く認識しながら、生活リズムの確立に向けた取り組みを進める。

⑺ 安心して甘えられ、愛される関係、自分の思っていることが言え、人のことも聞ける、そんな「しなやかさ」を育てるために保育の内容として「わらべうた」や「遊び」を重視していく。

⑻ 保育所における活動の組み立てに当たっては、自然環境との出会いを大切にし、工夫して保育の内容に自然を取り込むようにしていく。

⑼ 子どもたちが遊びをとおし、子どもを取り巻くさまざまなものや事象と向き合って体ごとぶつかり、生き生きとした豊かな生活ができるための環境を作り、生きた言葉が育てられる取り組みを進めていく。

⑽ 子どもたちが絵本やお話から培うイメージする力や工夫する力、物事を考える力が「生きる力」につながると考えていく。

⑾ 一人一人の思いや考えを充分受け止め、認めながら、個々の子どもには感じかたや考えかたの相違があることを知らせたり、認識させたりしていくような環境づくりや援助を大切にしていく。

⑿ 子どもたちの現状を知り、子どもの置かれている状況を理解し、また、保護者が自らを語る中に込められた願いを受け止め、保育課題として実現する。

５．平成 29 年度の重点項目

⑴ 保育内容の継承

① 保育所保育指針を基本とし、寺前保育所の先生方が大切にしてきた保育内容を継承していく。

② 兵庫県人権教育基本方針を尊重し、それぞれの子どもの最善の利益を考慮した保育を行う。

⑵ 保護者意見の反映

① 保護者会の活動を積極的に支援していく。

② 保護者からの意見・要望などについては実現に努めるとともに、実現の可否にかかわらず、その対応について説明を行う。

③ 行事ごとに保護者の方々を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を保護者の方々に報告する。

⑶ 給食に対する取組

① 年間食育計画に基づいた取組の実施

② アレルギー対応の実施

③　授乳・離乳の支援ガイドを基本とした離乳食

④　給食衛生管理マニュアルに基づいた対応

⑤　食の安全に対する取り組み（有機・無農薬米及び有機・無農薬野菜の使用）

⑷　保育士等のあり方

相手（子ども・保護者・職員）の理解や受容は決して一方的なものではなく、お互いの心と心の相互的な営みであると考える。
相手の気持ちを受け止めようと、自分が一人の人間として相手と関わる時、相手は、それを感じ取り、心を開き、自分らしさを表現する。この関係こそが、互いの信頼関係を生み出す基盤となると考える。

①　一人一人の子どもを大切にし、「自分は愛されている」「大切にされている」思いを育む

- 一人一人に丁寧に、ゆっくり、ゆったりと接する。
- 子どもの目線に立ち、子どもの思いをしっかりと受け止め、子どものことばに耳を傾ける。
- 子どもの性差や個人差、個性を肯定し、留意して接する。
- 指示、命令、強制のことばをつかわない。
- 友だち同士で思いや体がぶつかったときは、お互いの気持ちに寄り添いながら、友だちの思いや痛みに気づけるよう、ていねいにかかわるとともに、子どもたちが自分たちで気づくことができるよう見守る。
- 子どもの固有の感性を引き出して豊かに育み、育んだ豊かな感性を保てるよう、子どもの感じ方や考えを積極的に受容する。
- 自分の意図を優先し、子どもに対して、一方的に自分自身の考えを押し付けたり、働きかけたりするのではなく、保育の中心は、子どもが主体であるという認識のもと、子どもの思いを感じ取る

②　保護者との関係づくり

- 保護者の家庭状況、家庭環境を十分に理解し、日ごろから子どもの様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりして、保護者の思いを受け止め、信頼関係を築く。
- 子どもの思い、保育教諭等の思いをしっかり伝え、現状を理解してもらう。

③　職員の協力体制

- 職員間で情報を共有する。
- 保育園全体をひとつのクラス、または家庭と捉え、担任以外の全ての子どもにも目を向け、一人一人の子どもの状況などについて共通理解できるようにする。
- それぞれの役割を自覚し、責任を果たすとともに、他の職員の立場や状況を十分に理解し、お互いに協力しあい、助け合う。
- 職員それぞれの思いを受け止め、信頼関係を築く。
- クラス内外で積極的にコミュニケーションをとり、子どもにとってより良いかかわりを一緒に見出していく。

④　職員の資質向上

- 子どもたち一人一人をしっかりと理解することに務め、気になることなどは、ケース検討会議などの場において、全員で考える。
- 専門性を高めるため、自らの人間性や社会性、専門職としての向上に努め、自己研鑽する。

⑤　子ども目線の環境づくり

- 限られたスペースの中で、子どもたちが自分の空間を見つけ、落ち着いて過ごせる場所づくりをする。
- 「遊・食・寝・」の環境を用意し、子どもたちが心地よく過ごせる場にする。
- 子どもがいつでも休息できる場所を用意しておく。

- 子どもが自由に遊べるよう、また、子ども自身が主体的に遊べるよう、育ちにふさわしい環境、玩具を準備しておく。
- 子どもの感覚を大事にし、子どもが好きな色を選んだり、画用紙なども好きな色が選べるように工夫する。
- 家庭的な雰囲気づくりにつとめる。
- 一時保育、延長保育、土曜日の保育は、特に落ち着いて過ごせるように配慮する。

６．特別保育事業

(1) 延長保育事業

月	人数		月	人数		月	人数	
	標準時間	短時間		標準時間	短時間		標準時間	短時間
4 月	5	22	8 月	13	4	12 月	14	4
5 月	7	21	9 月	7	4	1 月	3	14
6 月	11	25	10 月	5	3	2 月	7	5
7 月	8	4	11 月	9	6	3 月	6	5
4 月～3 月までの合計			標準時間： 95		短時間： 117			

(2) 一時預かり事業

月	人数		月	人数		月	人数	
	4 時間	1 日		4 時間	1 日		4 時間	1 日
4 月	2	3	8 月	1	14	12 月	0	7
5 月	6	7	9 月	1	5	1 月	0	4
6 月	0	18	10 月	2	6	2 月	1	12
7 月	1(以上児)	14	11 月	2	7	3 月	0	6
4 月～ 3 月までの合計			4 時間： 16		1 日： 103			

７．その他事業

社会福祉施設は福祉サービスを提供するだけでなく、地域の社会資源として、利用者にとっても住民にとっても、地域との関わりを持ちながら暮らすことを支援する「地域の中の施設」でなければならない。そのためには、施設の持つ特性を地域社会へ発揮していくとともに、地域の持つ特性を施設へ活用していく。

(1) 地域交流、世代間交流事業

① 地域読み聞かせボランティア若菜会との交流（月 1 回）・4/26.5/24.6/28.7/19.9/27.10/25.11/22.12/6.1/24.2/28.3/7
（8 月はなし）

(2) 幼小連携事業

① 神河町立幼稚園園児との交流・・・7/7（第 1 回)、11/16（第 2 回）

(3) 異文化交流事業

① 神河町外国語指導助手との交流（年 3 回）

(4) ボランティア・就業体験受け入れ事業体験（キャリア教育推進協力） 2/19（月）ハーベスト専門学校

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し，主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

① 保育士養成機関実習生受け入れ（2 名以上）・・・8/16～獨協大学・8/21～兵庫短期大学・
11/6～兵庫短期大学

② トライやるウィーク中学生受け入れ（4 名以上）・・・4 名 6/5～6/9

(5) 地域子育て支援事業

① 園庭開放（週 2 回）4/4～3/31 までの人数：162
② 絵本の貸し出し（週 1 回、金曜日）実施
③ 懇談スペースの提供（月 1 回）

(6) 子育て相談事業

① 子育てアドバイザー来園（月 2 回）・・・毎月実施
（4/17、4/24、5/8、5/22、6/12、6/26、7/10、7/24、8/7、8/21、9/11、9/25、10/16、10/23、
11/13、11/27、12/11、12/18、1/15、1/29、2/19、2/26、3/12：遠足でセントラルパーク）
② 懇談スペースの提供（月 2 回）・・・毎月実施

(7) 体験型環境学習事業

① 動物とのふれあい・飼育体験・・・ウサギの世話、
3 歳児クラス（メダカ、金魚、カタツムリ、カブトムシ）

② 作物の栽培・収穫体験・・・じゃがいもの収穫、玉ねぎの収穫体験、さつまいもの苗植え、ピーマン、
ナス、トマト、きゅうり、ゴーヤの苗植え収穫体験、さつま芋掘り(10/31)、
焼き芋パーティ（11/10）

③ 緑のカーテン（植物による壁面緑化）・・・ゴーヤの栽培

８．職員構成

職種	正規職員	契約職員
施設長	1 名	
主任保育士	1 名	
保育士	7 名	
短時間保育士		2 名
常勤的非常勤		4 名
調理師		1 名
管理栄養士		1 名
栄養士		1 名
嘱託医（非常勤）		1 名
嘱託歯科医（非常勤）		1 名
計	9 名	11 名（非常勤 4 名）

嘱託医 ・・・・・・・・・・・ 立岩　誠　（立岩医院　神崎郡神河町寺前 33-1　TEL0790-34-0033）
嘱託歯科医 ・・・・・・・ 久保　雅彦（くぼ歯科　神崎郡神河町寺前 219-3　TEL0790-34-0800）

９．職務について

(1) 施設長は保育所の業務を統括し、総務、人事、経理、会計、管財に関する業務に従事する

(2) 主任保育士は施設長を補佐し、保育内容について保育士を統括する

(3) 保育士は保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う

(4) 調理師及び栄養士は給食業務管理及び栄養指導等の栄養・給食に関する業務に従事する

(5) 嘱託医及び嘱託歯科医は、乳幼児の診断治療に当たるとともに、健康管理・保健衛生について助言指導する

10. クラス編成（平成 30 年 3 月 31 日現在）

<table>
<tr><th>クラス名</th><th>年齢</th><th>児童数
(2・3 号認定)</th><th>常勤保育士数</th><th>常勤的非常勤
保育士数</th></tr>
<tr><td>もも</td><td>0 歳児</td><td>6 名</td><td>1 名</td><td>1 名</td></tr>
<tr><td>ちゅーりっぷ</td><td>1 歳児</td><td>15 名</td><td>2 名</td><td>1 名</td></tr>
<tr><td>すみれ</td><td>2 歳児</td><td>13 名</td><td>2 名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">ひまわり</td><td>3 歳児</td><td>24 名</td><td rowspan="3">2 名</td><td>2 名</td></tr>
<tr><td>4 歳児</td><td>0 名</td><td></td></tr>
<tr><td>5 歳児</td><td>0 名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">フリー・一時保育</td><td></td><td></td><td>2 名</td></tr>
<tr><td colspan="2">主任</td><td></td><td>1 名</td><td></td></tr>
</table>

11. 健康管理

(1) 健康診断
年 2 回（5 月・11 月）・・・5/19、12/8

(2) 歯科健診及び歯科衛生指導
年 1 回（6 月）・・・6/6

(3) 身体測定
毎月実施（4/20、5/18、6/15、7/20、8/17、9/21、10/19、11/16、12/14、1/18、2/15、3/15）

12. 保健衛生管理

(1) 保健衛生に関する研修を実施し、感染症対応マニュアルの見直しを定期的に行う（年 1 回）

13. 安全管理

(1) 交通安全指導（年 3 回）・・・6/22、11/20、2/15

(2) 避難訓練
非常災害対策訓練年間計画表に沿って実施：3/7 総合避難訓練
毎月実施（4/12、5/10、6/13、7/13、8/2、9/6、10/4、11/1、12/6、1/10、2/7、3/7）

(3) 不審者対応訓練

不審者対応マニュアルに基づいた訓練を実施し、マニュアルの見直しを定期的に行う（年1回・秋に予定）　2/20

(4) ＡＥＤの設置　パット交換 10/25

(5) 救急救命講習の実施（年1回）・・・7/26

(6) 乳幼児用呼吸モニターの設置（2つ使用）

14. 施設管理改修

(1) 施設管理改修等の考え方については以下の優先順位とする
① 危険箇所の改修・・・4/30（遊戯室床の張替）、6/26 灯油庫入口の天井の修理
② 安全性の向上・・・環境の改善・・・5/7、5/14 砂場の砂補充、5/27 すみれクラス室内手洗い場設置、7/1 ちゅーりっぷクラス電気温水器設置、7/5 すみれクラスクーラー取り付け、7/27 事務室クーラー取り付け、8/26 事務室手洗い場の蛇口交換

15. 苦情処理

(1) 苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者の満足感を高めると共に、利用者が保育サービスを適切に利用する事が出来るように支援する事と、苦情を密室化せず社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や当園の信頼と適正性を図る為に苦情解決規程を設けて、お知らせ、ポスター、ホームページなどで周知する
・・・苦情 0 件

16.情報公開

(1)　　よい子ネットの定期更新およびホームページの開設
実施されているサービス内容や経営内容などの情報について、透明性の確保に努める。

17. 行事予定

４月	入園式 4/2
５月	内科健診 5/19 交通安全教室 6/22 親子遠足 5/28
６月	歯科健診 6/6 オープン参観（給食試食会） 6/19～6/23
７月	七夕会 7/7 プール遊び 7/3～
８月	プール遊び 園外保育（３歳のみ、じゃぶじゃぶ池）(8/4) かき氷屋さんごっこ（8/10）
９月	（お店屋さんごっこ）
１０月	運動会（10/1） お祭りごっこ、屋台ごっこ（10/20） 観劇（3歳児）（今年度不参加） 芋掘り遠足（3歳児：播磨農業高校、未満児：園庭　10/30）
１１月	焼き芋大会（11/10、地域との交流） 交通安全教室（11/20）
１２月	内科検診（12/8） おたのしみ会（12/10） サンタさん来園（12/15）

	サンタ列車（12/15、3 歳児のみ） お餅つき（12/19）
１月	とんど（1/12） 参観日（給食試食会）（1/22～1/26）
２月	豆まき（2/2） 交通安全教室（2/15） 香呂消防署見学（中播消防署見学　2/9）
３月	修了遠足（2 歳児　3/16　エルビレッジ、　3 歳児　3/2　姫路セントラルパーク） 修了式（3/25）

月例行事　おたんじょう会（毎月第 4 木曜日）、身体測定

18. 研修計画

保育教諭等には、自分自身の資質の向上を意識し、業務に必要な基本知識や技能を高め、専門性を高める意識を持ち、研修で学んだことを日々の保育活動に生かしていく必要がある。
保育教諭等に求められる人間性と専門性について、次の 3 つの視点を挙げる。

(1) 子どもたちの育ちを援助する力を身に付ける。

保育教諭等の意図を優先し、子どもたちに対して、一方的に自分自身の考えを押し付けたり、働きかけたりするのではなく、保育の中心は、子どもが主体であるという認識のもと、子どもの思い（心に寄り添うこと）を感じ取ることが大切である。援助の方法は、子ども一人ひとりの状態や状況によって違う。常に、その時々に保育教諭等は、子ども自身が自ら、自分の課題を乗り越えていくことの出来るよう、援助を行うことが必要だと考える。

(2) 保育教諭等が豊かな人間性を身に付ける。

子どもの理解や受容は決して一方的なものではなく、保育教諭等の心と子どもの心の相互的な営みであると考える。子どもの気持ちを受け止めようと、保育教諭等が一人の人間として、子どもと関わる時、子どもたちは、それを感じ取り、心を開き、自分らしさを表現する。この関係こそが、互いの信頼関係を生み出す基盤となると考える。

(3) モデルとしての保育教諭等

保育教諭等が自覚しなければならないことは、自分の持つ文化や価値観の枠組みを、保育の場において、意図的、または無意識のうちに、子どもに示しているということである。その時、常に保育教諭等は、この枠組みや価値観を絶対視することなく、いつも柔軟な姿勢で見直し続ける必要があると考える。子どもに自分の価値観を押し付けるのではなく、子ども自身が主体的に、それを取り入れたり、乗り越えて行けるようにすることが大切だと考える。

これらの視点から、平成 29 年度は以下の目的による研修を実施する。

① 専門性を高める研修（随時）
（保育に必要な基本的知識及び実践力の向上に繋がる研修と、多様なニーズに対応するための研修）
・4/22：中播磨神崎支部保育士研修会
・4/26：担当制と育児・わらべうた研修
・5/24：乳児保育・わらべうた研修
・6/8：このみ保育園
・6/10：神戸コ研　第 28 回保育セミナー2017
・6/28：乳児保育・わらべうた
・7/8：実習懇談会
・7/15：乳児のあそびと環境認識

・7/22：西播磨地区保育研修・造形
・7/26：姫路　乳児保育、わらべうた
・8/20：2017 年　関西保育セミナー　実践者から学ぶ
・8/20：2017 年　関西保育セミナー　「乳幼児のあそびの環境」
・8/26：兵庫県保育連絡協議会　第 3 回研修会　保育者の専門性と保育の質
・8/30：姫路　乳児保育、わらべうた
・9/6～9/7：平成 29 年度　乳児保育担当者研修会
・9/11：キャリアアップ研修事業、平成 29 年度「乳児保育研修会」
・9/14：このみ保育園視察
・9/14：幼児教育研修会
・9/27：姫路、乳児保育　わらべうた
・11/8：平成 29 年度　保育所給食研修会
・11/29：乳児のわらべうたあそび
・1/27：赤ちゃんのわらべうた
・2/3：月刊誌発表会＆絵本講演会

②　自己課題を解決・達成する研修（随時）
（一人ひとりの子どもの持つ課題に対して、どのように援助を行うのか、資質向上の研修）
・5/25.26：障害児保育研修
・9/19：平成 29 年度「障害児保育研修会」
・1/20、2/22、2/27、3/7：マネジメント（処遇改善Ⅱ）
・1/30：乳児保育（処遇改善Ⅱ）
・2/7、2/26、3/13：保健衛生、安全対策（処遇改善Ⅱ）
・1/29、2/15、3/8：食育・アレルギー対応（処遇改善Ⅱ）
・2/10：食育・アレルギー研修会（処遇改善Ⅱ）
・1/31、2/9、3/2：事故防止及び安全対策（処遇改善Ⅱ）
・2/16：幼児教育（処遇改善Ⅱ）

③　ライフステージに応じた研修（随時）
（年齢や、経験に応じた立場や役割を認識し、職務を遂行するために資質、指導力の向上を図る研修）
・5/16：平成 29 年度中播磨栄養士会総会並びに研修会
・5/24：平成 29 年度中播磨給食施設協議会総会、研修会
・6/9：兵庫県給食施設協議会第 20 回記念総会並びに研修会
・7/20～21：平成 29 年改定保育所保育指針セミナー
・8/25：母子保健・思春期保健関係者ネットワーク会議
・8/30：処遇改善加算に係る行政説明会
・9/13：平成 29 年度　第 2 回中播磨栄養士会研修会
・11/8：平成 29 年度　保育所給食研修会
・11/25：兵庫県保育大会
・11/27：第 3 回中播磨栄養士会研修会
・12/5：平成 29 年度民間施設長研修会
・1/19：子ども子育てセミナー
・2/22：平成 29 年度中播磨給食施設協議会　第 2 回研修会
・3/4：新任保育士のための乳児保育研修
・3/12、3/13,3/20,3/26：新任研修

④　カウンセリングマインドを高める研修（随時）
（保護者や、子ども一人ひとりの声に傾聴し、受容し、相互の信頼関係の確立を基本として、相談者の自立を援助するためのカウンセリングマインドを身に付ける研修）
・5/11：神河町人権文化推進協議会総会、人権啓発映画
・5/30：第 57 回定期総会、講演
・5/29：選ばれる園になるためのクレーマー対策

⑤　保・幼・小の連携を促進する研修（随時）
（それぞれの地域の実情や、子どもたちの実態に応じ、子どもたちを中心に据えた実践研修）
・7/20.21：平成 29 年度改定保育所保育指針セミナー
・8/1　：神崎郡人権教育研究会
・8/22：神人協学校園所部会人権教育講演会
・10/26：人権教育実践発表会
・11/7：人権教育実践発表、田原幼児園公開保育
・11/12：人権教育実践発表会
・12/2：人権・青少年健全育成合同大会
・1/30：西人教、学校・園・所人権教育総括大会
・2/12：ＮＰＯ法人　人の土台作り発会式と講演会
・3/1：幼児教育研修会

⑥　子育て支援者としての役割に関する研修（随時）
（子育ての知識、経験、技術を蓄積している保育者が、地域における子育て支援の役割を積極的に担う研修）
・12/14：保護者支援、子育て支援研修会

⑦　保育内容検討研修（年 12 回）
講師：講師　矢木　昌子　氏：4/25.5/9.6/14.7/25.8/8、9/12、10/19、11/21、12/11、1/16
2/2、2/27、3/27

19. 職員会議

(1) 定例会議・・・毎月実施
・職員会議（4/20、5/19、6/19、7/19、8/17、9/21、10/20、11/16、12/21、1/18、2/15、3/15）
・カンファレンス（4/18、5/11、6/22、7/6、8/3、9/7、10/5、11/2、12/6、1/4、2/1、3/1）

20. 委員会活動

(1) 食育委員会
子どもたちが食べることに興味を示して、みんなで一緒に楽しく給食の時間を過ごせるように取り組む。

(2) 環境委員会
保育環境の整備、向上とともに、施設内外の設備及び用具等の衛生に注意し、活動する。

(3) 保健衛生委員会
子どもたち及び職員の安全及び健康の確保のために施設内外の保健的環境の維持及び向上に努める

(4) おもちゃ委員会
おもちゃで遊ぶことは、子どもたちが成長していくうえで大変、重要な意義をもっていると考え、子どもたちと一緒に、おもちゃで遊んだり、おもちゃを作る楽しみや喜びを伝えていく。

(5) 絵本委員会
絵本からイメージする力や工夫する力、物事を考える力が「生きる力」につながると考え、保育園以外の子どもたちも利用出来る、貸し出し絵本を行う。

21. 福利厚生

(1) 職員健康診断（年 1 回）：5/15～5/26

(2) 細菌検査（毎月）実施（4/11、5/16、6/13、7/11、8/8、9/12、10/10、11/14、12/12、1/16、2/13
3/12）

(3) インフルエンザ予防接種（11 月）実施

(4) 親睦旅行（年 1 回） H30, 2/25

(5) 福祉医療機構退職共済加入

(6) その他会議等で職員からの要望を聞き、要望を反映させていく

Ⅳ　認定こども園　このみ保育園

１．運営方針

⑴ 幼保連携型認定こども園教育･保育要領に基づき、それぞれの子どもの最善の利益を考慮した保育を行う。

⑵ 保護者からの意見・要望などについては実現に努めるとともに、実現の可否に係わらず、その対応について説明を行う。

⑶ 子ども達の安全の確保、健康の保持及び衛生の保持などについて細心の注意を払う。

⑷ 定期的（3 年に一度）に第三者評価を受審することで教育及び保育の質の向上を図る。

⑸ 関係機関との連携・協力に努める。

⑹ 自治会に加入し、地域の一員として積極的に活動に参加する。

⑺ 教育及び保育内容などの情報開示に努める。

⑻ 施設の運営状況や財務状況を必要に応じて、保護者の方々に説明する。

⑼ 法人として定期的（5 年に一度）に外部会計監査を実施することで、より適正な経営管理、財務管理を行い、施設運営の透明性を高める。

２．施設の詳細

開園時間	7:00～19:00 ・保育標準時間利用者の方は7:00～7:30及び18:30以降は有料 ・1号認定利用者及び2・3号認定保育短時間利用者の方は7:00～9:00及び17:00以降は有料
受け入れ年齢	生後6か月から
定員	1号認定こども　15名　2号認定子ども　46名　3号認定こども　24名

３．クラス編成（平成30年3月1日現在）

クラス名	年齢	児童数（1 号認定）	児童数（2･3 号認定）	常勤保育士数	短時間保育士数
うめ	0 歳児	―	6 名	2 名	―
さくらんぼ	1 歳児	―	12 名	2 名	―
もも	2 歳児	―	13 名	2 名	―
りんご	3 歳児	5 名	14 名	3 名	2 名
みかん	4 歳児	4 名	14 名		
ぶどう	5 歳児	5 名	16 名		
どんぐり	一時・フリー	―	―	2 名	2 名
主幹		―	―	1 名	―
計		14 名	75 名	13 名	4 名

４．利用可能サービス

延長保育	対象者 保育標準時間認定利用者の方及び保育短時間認定利用者の方 保育時間 7:00～7:30及び18:30～19:00 利用料金（月額） 30分延長（朝、夕いずれか） 2,500円 1時間延長(朝＋夕) 4,500円 （日額） 30分延長（朝、夕いずれか） 200円 1時間延長(朝＋夕) 300円 ※被生活保護世帯及び前年度分所得税非課税かつ前年度分市民税非課税世帯は無料
預かり保育	対象者 保育短時間認定利用者の方 保育時間 7:30～9:00及び17:00～18:30 利用料金（月額） 階層区分ごとの保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差額
預かり保育	対象者 教育標準時間認定利用者の方 保育時間 7:00 ～ 7:30 利用料金（月額） 2,500円 （日額） 200円 保育時間 7:30 ～ 9:00 利用料金（月額） 2,500円 （日額） 200円 保育時間17:00 ～ 18:30 利用料金（月額） 2,500円 （日額） 200円 保育時間18:30 ～ 19:00 利用料金（月額） 2,500円 （日額） 200円
一時保育	保育時間08:00～18:00 利用料金（4時間以下日額） 非定型及び緊急 1,200円(給食おやつ代含む) リフレッシュ 1,800円(給食おやつ代含む) 利用料金（日額4時間以上） 非定型及び緊急 2,400円(給食おやつ代含む) リフレッシュ 3,600円(給食おやつ代含む) ※被生活保護世帯は非定型及び緊急利用のみ無料
子育て相談	随時受付

５．教育及び保育理念

- 一人一人の子どもの最善の利益を守り、保護者の皆様と共に、心身を健やかに育む。

- 子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かにつくりあげていく。

６．教育及び保育の目標 （家庭的な雰囲気の中で、一人一人の子どもを大切に育てる）

- 心も体も健やかな子ども
  - ✧ 子どもが生き生きと活動できるよう、発達に応じた遊具や用具を用意する。
  - ✧ 心と体の栄養になるよう、安全な食材でおいしい給食を提供する。

- 自分らしさを発揮する子ども
  - ✧ 生活の場面においても、遊びの場面においても、子どもが自分から考えたことを表現し、行動できるように環境を構成すると共に、子どもが自分らしく、のびのびと過ごせる時間と空間を大切にする。

- 相手を思いやる子ども
  - ✧ 保育教諭は、常に子どもの気持ちを考えて接し、また、子どもが他人の気持ちを考えることができるよう援助する。

- 認め合い、協力し合う子ども
  - ✧ 子ども同士がお互いに生き生きと育ち合うための、仲間とのつながりを考えながら、様々な配慮や援助の方法を考えていく。

- 豊かな感性と好奇心、探求心を持つ子ども

✧　子どもを取り巻く自然や社会の中で、子ども達の感動や驚き、好奇心や探求心を引き出し、感性の幅を広げ、質を高めていく。

７．保育の基本方針

〈家庭的な雰囲気の中で、一人一人の子どもを大切に育てるための教育及び保育〉

- 保育教諭は常に温かく落ち着いた態度で子どもに接し、子どものあるがままを受け入れる。
- 子どもが安全に安心して過ごせ、また、一人一人の発達や興味にあった遊びが豊かに展開できるよう教育・保育環境を整え、子どもが自主的に遊ぶ姿を見守る。
- 子ども自身が「愛されている」「認められている」「大切にされている」と感じられるように一人一人の子どもに愛情を持って寄り添う。
- 伝承的な行事やわらべ歌遊びを取り入れ日本古来の文化を学ぶ。また、小動物や植物など自然との触れ合いを通して命の大切さや豊かな感性を育てる。
- 乳児は担当制による丁寧な育児を通して、生活習慣の自立を図る。
- 給食は、子どもの成長に即した内容で実施し、心身の健やかな発達を支える。
- 楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、「食を営む力」の基礎を培う。
- 十分な運動遊び、戸外遊びを通して全身の諸機能の調和的発達を促す。
- 食事、排泄、睡眠、運動など毎日の生活リズムを整え、健康な身体の基礎をつくる。
- 子どもの人格を尊重して教育・保育することで、自分も他者も大切にできる心を育てる。
- 色々な国や地域の文化に触れる経験を通して、違いに気付いたり相手を認めたりする心を育てる。

〈職員としての姿勢〉

- 職員全員が子どもに関わり、よりよい人的環境になるよう心掛ける。
- 一面的な見方ではなく、多方面から見つめ、子どもの理解に努める。
- 年齢ごとに発達を固定的にとらえることなく、個々に合わせた発達を長いスパン（時間の幅）の中でとらえていく。
- 職員間の連携を密にし、チームワークを組んで保育に取り組んでいく。
- 教育・保育について日々研鑽に努め、保育園内外の研修を計画的に実施し、教育及び保育技能の向上に努める。
- 専門機関や地域の関係機関と連携し、教育及び保育の質の向上を目指す。
- 一人一人の保護者の方の状況を踏まえ、信頼関係を築き共育てをすすめる。
- 職員は専門性を活かし、地域の子育て支援に貢献する。

- 保護者の方や子どもの個人情報の取り扱いは適正に行い、在職中はもちろん離職後も、情報の保護、秘密の保持を行う。

〈学校、地域との連携〉

- 地域との交流やボランティアの受け入れは、子どもや職員にとってより豊かな経験となるよう、また、本園が地域の施設として認められるよう、計画性をもって積極的に行う。

- 実習生の受け入れは，次代の保育教諭育成に欠かせないだけでなく、指導することによって自らの保育を客観視し自己を向上させる機会となるため、計画性を持って積極的に行う。

８．延長保育及び預かり保育の内容

- 止むを得ない理由により、支給認定における教育・保育時間の範囲を超えて教育・保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し教育・保育の必要な範囲内において延長保育及び預かり保育を提供する。

９．食事の提供

- 子どもの健全な発育に必要な栄養が摂れるよう、バランスのとれた献立を工夫する。

- 安全・安心な食事を提供するために、国産の食材を使用することを原則とし、納入業者に依頼する。

- 安定感と温もりのある強化磁器の食器を使用する。

- 楽しい雰囲気の中で食事をしながら、望ましい食生活習慣が身につくように気を配る。
  ◎ 食前のうがい・手洗い
  ◎ 食前・食後のあいさつ
  ◎ 正しい姿勢で食べる
  ◎ できるだけ多くの種類の食べものや料理を味わう

- 給食内容
  ◎ 乳　児・・・主食・副食(一汁三菜・デザート)・おやつ（午前・午後）
  ◎ 幼　児・・・主食・副食(一汁三菜・デザート)・おやつ（午後）

- 午後のおやつは週4回、手づくりおやつを提供する。

- 夕方18:00以降に軽食を用意する。

10. 昼寝について

- 子どもの成長をうながし、心身の疲れをいやすために毎日、昼寝を行う。お昼寝の時間について子ども一人一人の状況に合わせて柔軟に対応していく。

11. 特別保育事業

(1) 延長保育事業

月	人数		月	人数		月	人数	
	標準時間外	標準時間内		標準時間外	標準時間内		標準時間外	標準時間内
4月	158	104	8月	217	155	12月	225	220
5月	185	115	9月	186	171	1月	181	139
6月	232	154	10月	198	163	2月	207	177
7月	200	131	11月	202	174	3月	224	180
合　　計			標準時間：2,415　　短時間：　1,883					

(2) 一時保育事業

月	人数		月	人数		月	人数	
	4時間	1日		4時間	1日		4時間	1日
4月	0	9	8月	1	14	12月	5	33
5月	1	10	9月	6	16	1月	2	10
6月	2	15	10月	3	16	2月	1	8
7月	1	14	11月	5	24	3月	3	10
合　　計			4時間：　30　　1日：　179					

(3) 預かり保育事業

月	預かり保育	月	預かり保育
4月	132	10月	143
5月	131	11月	144
6月	136	12月	126
7月	154	1月	92
8月	150	2月	116
9月	152	3月	106
小計	延べ　1,003	合計	1,582

12. その他事業

社会福祉施設は福祉サービスを提供するだけでなく、地域の社会資源として、利用者にとっても住民にとっても、地域との関わりを持ちながら暮らすことを支援する「地域の中の施設」でなければならない。そのためには、施設の持つ特性を地域社会へ発揮していくとともに、地域の持つ特性を施設へ活用していく。

(1) 地域交流、世代間交流事業

・9/13　園児祖父母との交流会開催(3歳以上児)

・1/11　保育周辺にお住まいの高齢者の方々を招待しての餅つき、昔遊び実施

・10/11、11/22　北区Ｃブロック5歳児交流会参加

・11/7 北区5歳児世代間交流会参加

(2) 幼小連携事業

(3) 異文化交流事業

(4) ボランティア・就業体験受け入れ事業（キャリア教育推進協力）

・ボランティア受け入れ　神戸親和女子大学 2 名

・トライやるウィーク受け入れ　山田中学校 2 名　　唐櫃中学校 3 名

・ワークキャンプ(福祉体験学習)受け入れ　大池中学校 2 名　広陵中学校 1 名　桜の宮中学校 2 名
小部中学校 1 名　神戸海星女子中学 1 名
神戸弘陵学園高校 1 名　神戸国際高校 1 名

・保育士養成機関実習生受け入れ　神戸元町こども専門学校 1 名　神戸親和女子大学 5 名
神戸こども総合専門学院 1 名　兵庫大学短期大学部 1 名
夙川学院短期大学 1 名　芦屋学園短期大学 1 名
神戸海星女子学院大学 1 名

(5) 地域子育て支援事業

・園庭開放　毎週火曜日・木曜日実施

・子育てアドバイザー来園　　毎月第 2・第 4 木曜日実施

・絵本の貸し出し　　毎週月曜日・火曜日実施

(6) 体験型環境学習事業

・作物の栽培・収穫体験　　枝豆・とうもろこし・ピーマン・きゅうり・トマトの栽培・収穫を実施

・緑のカーテン(植物による壁面緑化)　　ゴーヤ栽培による壁面緑化を実施

13. 年間行事

４月	2 日(日)　入園式
５月	26 日(金)　遠足(3 歳以上児)　神戸市立森林植物園
６月	30 日(金)　プラネタリウム観賞(5 歳児)　12 日(月)～23 日(金)　個別懇談(希望者のみ)
７月	10 日(月)　プール開き
８月	31 日(木)　プールじまい
９月	13 日(水)　おじいちゃんおばあちゃんとあそぼう　19 日(火)　人形劇鑑賞(5 歳児)
１０月	12 日(木)　芋掘り遠足（3･4･5 歳児）★27 日(金)　運動会（3･4･5 歳児）
１１月	10 日(金)　遠足（3･4･5 歳児）　★ 1 日(水)～30 日(木)　保育参観（3･4･5 歳児）
１２月	★4 日(月)～8 日(金)　保育参観（0･1･2 歳児）　22 日(金)　クリスマス会
１月	
２月	★18 日(日)　たのしいつどい（3･4･5 歳児）
３月	★18 日(日)　卒園式（3･4･5 歳児）　23 日(金)　お別れ遠足（3･4･5 歳児）

★印は保護者参加行事

・月例行事　お楽しみ会・身体測定・避難訓練　毎月実施
・体育正課指導　月 2 回（3 歳以上児）　実施

14. デイリープログラム

3歳未満児の一日	時刻	３歳児以上児の一日
延長保育	7:00	延長保育 預かり保育（教育標準時間認定利用者の方）
預かり保育（保育短時間利用者の方） 持ち物の整理 コーナー遊びなど好きな遊び	7:30	預かり保育（保育短時間利用者の方） 持ち物の整理 コーナー遊びなど好きな遊び
おやつ （0歳児午前睡） 年齢や季節に応じた遊び	9:00	年齢や季節に応じた遊び
食事	11:00 11:30	食事
昼寝	12:00 13:00	昼寝
目覚め おやつ	15:00	目覚め おやつ
外遊び、コーナー遊びなど好きな遊び 順次降園	15:30	外遊び、コーナー遊びなど好きな遊び順次降園 順次降園
預かり保育（保育短時間利用者の方）	17:00	預かり保育（教育標準時間認定利用者の方） 預かり保育（保育短時間利用者の方）
夕間食 延長保育 全員降園	18:00 18:30 19:00	夕間食 延長保育 全員降園

15. 教育・保育を提供する日

- 月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）、祝祭日を除く

- 警報発令時でも開園するが、子ども達の安全が確保できないと園長が判断した場合は教育・ 保育 時間中であっても休園とし、すぐにお迎えを依頼する。具体的には該当地区への避難準備が発令された時点で、よい子ネットでの緊急メール配信を行う。

16. 教育及び保育を提供する時間

- 教育標準時間認定： 9時00分から17時00分の範囲内で、保護者が教育及び保育を必要とする時間

- 保育標準時間認定： 7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

- 保育短時間認定 ： 9時00分から17時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

17. 職員の体制

- 職種別の職員の数（資格保有者の数）

職種	勤務形態別人数	資格保有
園長	常勤 1名	社会福祉主事
主幹教諭	常勤 1名	幼稚園教諭免許、保育士資格
保育教諭	常勤 13名	幼稚園教諭免許12名、保育士資格13名
	非常勤 4名	幼稚園教諭免許 3名、保育士資格 2名
管理栄養士・栄養士	常勤 3名	管理栄養士1名 栄養士 2名
計	22名	

- 職員の勤務形態、労働時間
  - 正規職員の勤務時間帯

① 7:00～16:00　②10:00～19:00　③ 8:00～17:00　④ 8:15～17:15　⑤ 8:30～17:30
⑥ 9:00～16:00　⑦ 9:30～18:30　⑧ 8:00～12:00　⑨ 9:00～13:00
⑩ 7:00～12:00　16:00～19:00

18. 職務内容

(1) 園長は園の業務を統括する。

(2) 主幹保育教諭は園長を補佐し、教育及び保育内容について保育教諭を統括する。

(3) 保育教諭は教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士は給食業務管理及び栄養指導等の栄養・給食に関する業務に従事する。

(5) 事務員は総務、人事、経理、会計、管財に関する業務に従事する。

19. 管理・責任体制

法令順守責任者 ‥‥‥‥‥‥ 理事長

安全衛生推進者 ‥‥‥‥‥‥ 園長

防火管理者 ‥‥‥‥‥‥‥‥ 園長

会計責任者 ‥‥‥‥‥‥‥‥ 園長

出納職員 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 事務員

個人情報保護管理者 ‥‥‥‥ 園長

苦情解決責任者 ‥‥‥‥‥‥ 園長

苦情受付担当者 ‥‥‥‥‥‥ 主幹保育教諭

20. 利用料等

- 利用料負担額
  - 支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額の徴収を行う。

- その他の費用
  - 延長保育料
    - ① 保育時間　7:00～7:30及び18:30～19:00
    - ② 利用料金（月額）　30分延長(朝、夕いずれか）2,500円
      1時間延長(朝＋夕)　4,500円
      （日額）　30分延長（朝、夕いずれか）　200円
      1時間延長(朝＋夕)　300円

※被生活保護世帯及び前年度分所得税非課税かつ前年度分市民税非課税世帯は無料

  - 預かり保育料（対象者：保育短時間認定利用者の方）

① 保育時間 7:30～9:00　17:00～18:30
② 利用料金（月額）　階層区分ごとの保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差額

- 預かり保育料（対象者：教育標準時間認定利用者の方）
  ① 保育時間 7:00～7:30　7:30～9:00　17:00～18:30　18:30～19:00
  ② 利用料金　（月額）各時間区分利用それぞれ2,500円
  （日額）時間区分　利用それぞれ200円

- 災害共済掛金について　（年額）210円

- 給食費（対象者：教育標準時間認定利用者の方）
  ① （月額のみ）5,000円（内訳：主食費　1,000円　副食費　4,000円）

- 3歳以上児の主食費（対象者：保育標準時間認定利用者の方及び保育短時間認定利用者の方）
  ① （月額のみ）1,000円

- 写真代　（年3回程度実施）1枚37円
  園内や遠足などで撮影した写真を購入希望の方に1枚37円で販売する。

- 教育・保育用品
  ① 指定購入品目　カラー帽子　800円
  ② 自由購入品目（スモック、体操服等）

21. 契約の解除

- 園児が小学校に就学するときは、卒園するものとする。

- 下記の場合、教育及び保育の提供を終了し、退園させるものとする。
  - 支給認定保護者の方が退園を申し出たとき
  - 保育認定こどもに該当しなくなったとき
  - 利用料の滞納やその他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

22. 学校医・学校歯科医・学校薬剤師

- 学校医及び学校歯科医は、乳幼児期の診断治療に当たるとともに、健康管理・保健衛生について助言指導する。また、学校薬剤師は学校環境衛生に関して助言指導する。

学校医　林　政清　（林医院　神戸市北区山田町下谷上字池の内2　TEL581-0035）
学校歯科医　前田　龍一　（前田歯科医院　神戸市北区山田町下谷上字箕谷20-1　TEL581-3122）
学校薬剤師　和田　恵子　（テイエス調剤薬局箕谷店　神戸市北区山田町下谷上字鷹ノ子10-1　TEL583-9318）

23. 健康診断の実施

(1)　内科健診（年 2 回）　5/24、11/13 実施

(2)　　歯科健診（年 2 回）　　5/15　12/5 実施

(3)　　眼科検診（年 1 回　4・5 歳児対象）　　11/14 実施

(4)　　耳鼻科健診（年 1 回　4・5 歳児対象）　　12/12 実施

(5)　　尿検査（年 1 回）　7/25・7/26・8/9 実施

(6)　　フッ化物洗口 4･5 歳児の希望者を対象に 5 月から週 2 回実施（無料）

(7)　　身体測定（毎月）　4/19～20、5/17～18、6/21～22、7/19～20、8/16～17、9/21～22、10/19～20
11/16～17、12/21～22、1/18～19、2/15～16、3/14～15 実施

24. 衛生管理

- 学校保健安全法及び保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省：平成24年11月）に基づいた対応を行う。

25. 非常災害時の対策・安全管理

(1) 交通安全指導（年 3 回）　　7/6 実施

(2) 避難訓練
非常災害対策訓練年間計画表に沿って実施（毎月）
4･18、5/22、6/20、7/18、8/16、9/20、12/20、1/17、2/21、3/8 実施

(3) 不審者対応
出入り口の限定、オートロックによる施錠の実施
不審者対応訓練実施（年 1 回）　9/19 実施

(4) ＡＥＤの設置　　1 台設置

(5) 乳児用呼吸モニターの設置　　6 台設置

(6) 救急救命講習の実施（年 1 回）　　6/28 実施

- 緊急時の避難場所

➢　　災害直後　　このみ保育園
※　建物の倒壊がない限り園内に留まる。
※　出火等により二次災害が発生し、園内にとどまることが危険な場合は下記避難場所へ避難する。

➢　　第1避難場所　　当園駐車場　（当園玄関向かい側）

➢　　第2避難場所　　箕谷小学校　（松が枝町1-1　TEL 581-8030）
※　災害の発生状況により、上記避難場所以外へ緊急避難を実施する場合もある。避難場所の連絡など、実際に避難を実施した際の連絡については、よい子ネット(http://yoiko-net.jp/)を使用して保護者の方へ一斉にメール配信する。

26. 苦情対応

(1) 苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者の満足感を高めると共に、利用者が保育サービ

スを適切に利用する事が出来るように支援する事と、苦情を密室化せず社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や当園の信頼と適正性を図る為に苦情解決規程を設けて、お知らせ、ポスター、ホームページなどで周知する。

29 年度苦情件数 0 件

27. 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

• 子ども達を保育するために、必要な情報（子どもの誕生月、健康状態、保護者名、住所、電話番号など）を保護者から頂く。これらの情報については、必要な目的以外には使用しない。以下については文章掲載や掲示、販売などを行うことがある。

- 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用する。
- 緊急の場合、勤務先に保育園名を告げ、電話で呼び出しを行う。（緊急連絡先に携帯電話などを指定されている場合でも、つながりにくい時は、勤務先に連絡する。）
- 毎月のおたよりに、生まれ月の子ども達を紹介する。
- 子ども達の保育園での活動の様子を写真撮影し、それらを保護者が見やすい場所に掲示して注文を取る。
- 行事での集合写真や保育園の活動を撮影した写真や映像に、子ども達と保護者や職員が一緒に写っている場合、対象となる人に写真や映像を配布もしくは販売する場合がある。
- 子ども達の当園での活動の様子を撮影した画像をパスワード設定したうえで、よい子ネットに掲載する。(子ども達の顔や名前が特定できないよう、画像サイズの固定を行う。)
- 緊急時には、関係機関（病院、保健所、警察など）へ該当する子どもの氏名、生年月日、住所、電話番号などを知らせる。
- 子ども達を小学校等に送り出すにあたって、子どもの育ちが連続して受け継がれていくために、引き継ぎの資料を小学校等に送付する。

28. 送迎について

(1) 保育所南側の箕谷モータープールに保護者送迎用の駐車場を 7 台分確保しているが、場所が集約されていないため、保育園玄関周辺に空きが出来れば順次、駐車場を移して場所の集約を図る。

(2) 朝 7:00～10:00 及び夕方 16:00～19:00 の間、保育所南側の駐車場に交通安全の立当番を配置し、園児及び保護者、通行人の安全確保及び保育所周辺道路の交通整理に努める。

29.情報公開

(1) よい子ネットの定期更新およびホームページの開設により、実施されているサービス内容や経営内容などの情報について、透明性の確保に努める。

9/29 ホームページ開設　http://www.konomi-hoiku.jp/

30. 研修計画

保育教諭等には、自分自身の資質の向上を意識し、業務に必要な基本知識や技能を高め、専門性を高める意

識を持ち、研修で学んだことを日々の保育活動に生かしていく必要がある。
　　保育教諭等に求められる人間性と専門性について、次の 3 つの視点を挙げる。

⑴ 子ども達の育ちを援助する力を身に付ける。

保育教諭等の意図を優先し、子ども達に対して、一方的に自分自身の考えを押し付けたり、働きかけたりするのではなく、保育の中心は、子どもが主体であるという認識のもと、子どもの思い（心に寄り添うこと）を感じ取ることが大切である。援助の方法は、子ども一人一人の状態や状況によって違う。常に、その時々に保育教諭等は、子ども自身が自ら、自分の課題を乗り越えていくことの出来るよう、援助を行うことが必要だと考える。

⑵ 保育教諭等が豊かな人間性を身に付ける。

子どもの理解や受容は決して一方的なものではなく、保育教諭等の心と子どもの心の相互的な営みであると考える。子どもの気持ちを受け止めようと、保育教諭等が一人の人間として、子どもと関わる時、子ども達は、それを感じ取り、心を開き、自分らしさを表現する。この関係こそが、互いの信頼関係を生み出す基盤となると考える。

⑶ モデルとしての保育教諭等

保育教諭等が自覚しなければならないことは、自分の持つ文化や価値観の枠組みを、保育の場において、意図的、または無意識のうちに、子どもに示しているということである。その時、常に保育教諭等は、この枠組みや価値観を絶対視することなく、いつも柔軟な姿勢で見直し続ける必要があると考える。子どもに自分の価値観を押し付けるのではなく、子ども自身が主体的に、それを取り入れたり、乗り越えて行けるようにすることが大切だと考える。

これらの視点から、平成 29 年度は以下の目的による研修を実施した。

①　専門性を高める研修（随時）
（保育に必要な基本的知識及び実践力の向上に繋がる研修と、多様なニーズに対応するための研修）

・5/19、5/30、6/16、6/20、7/21、9/5、9/22、10/24、10/27、11/17、11/21　神戸コダーイ芸術教育研究所　わらべうた
・6/1　神戸市こども家庭局子育て支援部　　アレルギー対応について
・6/8　神戸市こども家庭局子育て支援部　　フッ化物洗口実施に関する研修
・6/15　神戸市私立保育園連盟　　運動会研修
・7/13、8/31、10/26、12/21 神戸コダーイ芸術教育研究所　大阪幼児の遊びと環境認識　初参加者向け
・10/17　神戸市私立保育園連盟　子どもの発達を援助するおもちゃについて
・11/1　神戸コダーイ芸術教育研究所　幼児の数・環境認識
・11/16　神戸市こども家庭局子育て支援部　調理室の衛生管理
・11/29　神戸市私立保育園連盟　食を学ぶ～食でつながる子どもの育ちと生きる力～

②　自己課題を解決・達成する研修（随時）
（一人ひとりの子どもの持つ課題に対して、どのように援助を行うのか、資質向上の研修）

・5/17、7/5、9/6　神戸コダーイ芸術教育研究所　　幼児の数と環境認識
・5/22　神戸市私立保育園連盟　ふたば会研修会　気になる子どもの保育を考えよう
・5/25　神戸市こども家庭局子育て支援部　　子どもの気持ちに寄り添う
・5/25、7/13　神戸コダーイ芸術教育研究所　　幼児の環境認識
・5/26、6/23、9/22、11/24　神戸コダーイ芸術教育研究所　　乳児保育
・5/26、9/15　神戸コダーイ芸術教育研究所　　幼児の遊び
・5/30　神戸市こども家庭局子育て支援部　　子どもに寄り添った指導計画

・6/12、7/10、9/11　神戸市私立保育園連盟　　障がい児保育研修会
・6/23　神戸市こども家庭局子育て支援部　　発達の気になる子どもの理解と支援
・8/23　神戸市こども家庭局子育て支援部　　乳児保育
・12/1　神戸市私立保育園連盟　障がい児巡回指導研修会
・12/11　平成 29 年度虐待予防ﾈｯﾄﾜｰｸ連絡会
・1/30　神戸市私立保育園連盟　防災・危機管理勉強会
・3/3　神戸市私立保育園連盟　保育のよろこび

③　ライフステージに応じた研修（随時）
（年齢や、経験に応じた立場や役割を認識し、職務を遂行するために資質、指導力の向上を図る研修）

・8/6　㈱健生　放課後等デイサービス新規参入セミナー
・9/11、12　全国認定こども園協会　認定こども園 園長･副園長(教頭)ステップアップ研修会Ⅰ〔基礎講座〕
・9/20　神戸市私立保育園連盟　潜在保育士の雇用のための人事管理・職場環境改善研修
・10/4　全国社会福祉法人経営者協議会　　社会福祉法人 人材ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ講座
・10/12　兵庫県社会福祉法人経営者協議会　　平成 29 年度 10 月例会
・1/27　神戸市私立保育園連盟　異業種交流会
・1/30　兵庫県社会福祉法人経営者協議会　平成 29 年度視察研修

④　カウンセリングマインドを高める研修（随時）
（保護者や、子ども一人ひとりの声に傾聴し、受容し、相互の信頼関係の確立を基本として、相談者の自立を援助するためのカウンセリングマインドを身に付ける研修）

・6/27　神戸市こども家庭局子育て支援部　　苦情処理における保護者支援
・1/17　神戸市私立保育園連盟　保護者対応

⑤　保・幼・小の連携を促進する研修（随時）
（それぞれの地域の実情や、子ども達の実態に応じ、子ども達を中心に据えた実践研修）

・10/30　神戸市私立保育園連盟　就学前研修

・4/27　神戸市私立保育園連盟　ふたば会　　義務教育段階から見た幼児教育の重要性

⑥　子育て支援者としての役割に関する研修（随時）
（子育ての知識、経験、を蓄積している保育者が、地域における子育て支援の役割を積極的に担う研修）

⑦　保育内容検討研修（年 12 回）
講師：矢木　昌子　氏　　4/20、5/18、6/13、7/11、8/29、9/21、10/23、11/14、12/7、1/26、2/6、3/19 開催

31.職員会議

(1) 定例会議(毎月)　4/3、4/19、5/23、6/26、7/24、8/2、9/22、10/23、11/28、12/20、1/24、2/15・、3/19 開催

32. 委員会活動

(1) 食育委員会
子ども達が食べることに興味を示して、みんなで一緒に楽しく給食の時間を過ごせるように取り組む。

・食育に関する研修に参加、平成 29 年度食育計画策定

(2) 環境委員会
保育環境の整備、向上とともに、施設内外の設備及び用具等の安全衛生に注意し、活動する。

・防災・危機管理に関する研修に参加、平成29年度学校安全計画策定、災害・事故対応各種マニュアル策定

(3) 保健衛生委員会
子ども達及び職員の安全及び健康の確保のために施設内外の保健的環境の維持及び向上に努める。

・保健衛生に関する研修に参加、平成29年度学校保健計画策定、保健衛生各種マニュアル策定。保健衛生に関する研修に参加。

(4) 保育研究委員会
教育及び保育に関する様々な課題について研究を行い、教育及び保育の質の向上を図る。

・子どもの発達に関する研修に参加、発達の目安策定会議開催

33. 福利厚生

(1) 職員健康診断（年1回）5/16～6/21実施

(2) 細菌検査（毎月）毎月実施（6月～10月は月2回実施）

(3) インフルエンザ予防接種　　1月　21名実施

(4) 福祉医療機構退職共済加入　　18名加入

(5) 神戸市勤労者福祉共済加入　　22名加入

(6) 6/23　神戸市日本保育協会親善ボーリング大会　10名参加

(7) 親睦旅行（年1回）2/25

(8)その他会議等で職員からの要望を聞き、要望を反映させていく

※本計画書の取り扱いかた

本計画書について外部への持ち出しを固く禁ずる。